



平成 28 年 12 月 1 日
海 上 保 安 庁

第 6 回航路標識・情報提供等小委員会の開催

12 月 8 日に、海上保安庁では、第 6 回航路標識・情報提供等小委員会において次の事項について検討いただきます。

〔審議事項〕

- ・海上保安庁が整備する航路標識の範囲
- ・小委員会の審議結果に関する部会への報告(案)

航路標識・情報提供等小委員会は、第 5 回船舶交通安全部会（平成 27 年 8 月 7 日）において、航路標識の適切な整備・管理その他制度を検討するため、船舶交通安全部会の下に設置されました。

今回の小委員会は、これまでに審議されてきた事項を踏まえ、海上保安庁が整備する航路標識の範囲等について検討をいただきます。

当小委員会に付託された事項の審議は、今回で最後となります。

海上保安庁では、これまでの審議内容を踏まえて改正航路標識法（平成 29 年 4 月 1 日施行）の省令改正を行うこととしています。

過去の議事録等は以下のページでご覧になれます。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s304_kourohyousiki01.html

- 1．開催日時 平成 28 年 12 月 8 日（木）14:00～
- 2．開催場所 国土交通省（中央合同庁舎 3 館） 4 階特別会議室
東京都千代田区霞が関 2-1-3
- 3．その他
 - ・本会議は傍聴が可能です。会場準備のため、事前登録制とさせていただきます。
 - ・傍聴を希望される方は、12 月 6 日（火）12:00 までに、氏名、所属及び連絡先を海上保安庁交通部企画課海上交通企画室 鎌田又は山下（03-3591-6361 内線 6211）までご連絡ください。なお、会場の関係上、定員になり次第、締め切らせていただきますので予め御了承ください。
 - ・会議資料及び議事録は、後日、国土交通省のホームページに掲載予定です。